

離婚の際に称していた氏を称する届

婚姻により氏を改めていた者は、離婚をすることで婚姻する直前の氏に戻るようになるのが原則ですが、その者が希望する場合には、家庭裁判所の許可を得ることなく呼称上の氏を離婚の際と同じ氏に変更するのが、この届出です。

離婚後も婚姻中の氏を名乗り続けるためにはこの届出が必要です。

根拠法令	戸籍法77条の2
届出期間	離婚日から3か月以内(離婚届と同時に提出することも可能です)。 ※3か月を経過した場合は、家庭裁判所の許可を得て氏変更の届出をします。
届出地	届出人の本籍地、住所地、所在地(居所や一時滞在地)
届出人	氏を変更する本人(離婚で氏を改めた者あるいは氏を改めるべき者)
必要書類	【離婚届と同時に提出する場合】 <ul style="list-style-type: none">届書：離婚の際に称していた氏を称する届記入例は下記をご覧ください ※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。印鑑：届出人のもの(押印は任意です。押印する場合はお持ちください。) 【離婚届とは別の日に提出する場合】 <ul style="list-style-type: none">届書 ※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。印鑑：届出人のもの(押印は任意です。押印する場合はお持ちください。)
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください <ul style="list-style-type: none">離婚届と同時に提出する場合は、離婚届の「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄は空欄で記載せずに、「その他」欄に「同日戸籍法第77条の2の届出」と記載してください。77条の2の届に新しい本籍を記載するためです。届出の署名・押印は、届出時点での氏名になります。
関連の届出	離婚届
教示	離婚の際に称していた氏を称する届の不受理処分がされたとき、戸籍法第12条により家庭裁判所に不服申立てができます。

受付時間 午前・午後 時 分

記入例

離婚の際に称していた氏を称する届
(戸籍法第77条の2の届)

受理 令和 年 月 日

発送 令和 年 月 日

第 号

送付 令和 年 月 日

埼玉県春日部市長 印

第 号

令和6年3月1日届出

※届出日を記入してください

種類調査

戸籍記載

記載調査

附票

住民票

通知

埼玉県春日部市長 殿

(1)	(よみかた) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) かすかべ はなこ 氏 名 粕壁 花子		生年月日 昭和 平成 60 年 5 月 6 日生
	住所 住民登録をしているところ	<input checked="" type="checkbox"/> 埼玉県春日部市 都・道府・県 金埼 839 丁目 番地 1 号	(方書・マンション名) ショウワハイツ102	
(3)	本籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) <input checked="" type="checkbox"/> 埼玉県春日部市 都・道府・県 金埼 839 丁目 番地 1		
		筆頭者の氏名 粕壁 太郎		
(4)	(よみかた) 氏	変更前(現在称している氏) 粕 壁	変更後(離婚の際に称していた氏) かすかべ 粕 壁	
		離婚年月日	令和6年3月1日	
(6)	離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) <input checked="" type="checkbox"/> 埼玉県春日部市 都・道府・県 粕壁東 3 丁目 2 番地 番		
		筆頭者の氏名 粕壁 花子		
(7)	その他			
(8)	届出人 署名押印 (変更前の氏名)	粕壁 花子		印 粕壁

※この届出は、離婚日の翌日から起算して、3か月以内のみ有効です。

なお、3か月を過ぎた後に婚姻中の氏へ戻したい場合は、住所地を管轄する家庭裁判所の許可が必要です(戸籍法107条1項の氏変更)。

※窓口へ提出の際は、押印した印鑑をご持参ください。

連絡先

電話 048 (736) 1111

自宅・携帯・勤務先・呼出